

令和 7 年 12 月 12 日 招集

令和 7 年 大船渡市議会 第 4 回 定例会議案

大 船 渡 市

番号	件名
議案第1号	大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
議案第2号	大船渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
議案第3号	令和7年度大船渡市一般会計補正予算（第7号）を定めることについて
議案第4号	令和7年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を定めることについて
議案第5号	令和7年度大船渡市水道事業会計補正予算（第2号）を定めることについて
議案第6号	市道路線の廃止について
議案第7号	市道路線の認定について
議案第8号	岩手沿岸南部広域環境組合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

## 議案第1号

大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等  
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する  
条例の一部を改正する条例について

大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正  
する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67  
号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年12月12日提出

大船渡市長 淳 上 清

### 提案理由

特別支援学級に就学する児童及び生徒の就学のため必要な経費の支給に関する  
事務並びに就学援助に関する事務への個人番号の利用を可能とするため、所要の  
規定の整備をしようとするものです。

大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年大船渡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
(特定個人情報の提供)	(特定個人情報の提供)																
第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、 <u>市の執行機関が特定個人番号利用事務を処理するために必要な限度で、他の執行機関に対し、当該他の執行機関が保有する同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、当該他の執行機関が同表の第3欄に掲げる者として当該特定個人情報を提供する場合とする。</u>	第5条 法第19条第11号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、 <u>別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</u>																
2 [略]	2 [略]																
別表第1（第4条関係）	別表第1（第4条関係）																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">執行機関</th> <th style="text-align: center; width: 85%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 市長</td> <td style="text-align: center;">[略]</td></tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	[略]		4 市長	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 15%;">執行機関</th> <th style="text-align: center; width: 85%;">事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 市長</td> <td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">5 教育委員会</td> <td style="text-align: center;"><u>特別支援学級に就学する児童又は生徒の就学のため必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">6 教育委員会</td> <td style="text-align: center;">就学援助に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> </tbody> </table>	執行機関	事務	[略]		4 市長	[略]	5 教育委員会	<u>特別支援学級に就学する児童又は生徒の就学のため必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	6 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの
執行機関	事務																
[略]																	
4 市長	[略]																
執行機関	事務																
[略]																	
4 市長	[略]																
5 教育委員会	<u>特別支援学級に就学する児童又は生徒の就学のため必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>																
6 教育委員会	就学援助に関する事務であって規則で定めるもの																
別表第2（第4条関係）	別表第2（第4条関係）																
[略]	[略]																
別表第3（第5条関係）																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 25%;">情報照会機関</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">事務</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">情報提供機関</th> <th style="text-align: center; width: 25%;">特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 教育委員会</td> <td style="text-align: center;"><u>特別支援学級に就学する児童又は生徒の就学のため必要な経費の支給に関する事務</u></td> <td style="text-align: center;">市長</td> <td style="text-align: center;"><u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u></td></tr> </tbody> </table>	情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報	1 教育委員会	<u>特別支援学級に就学する児童又は生徒の就学のため必要な経費の支給に関する事務</u>	市長	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>								
情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報														
1 教育委員会	<u>特別支援学級に就学する児童又は生徒の就学のため必要な経費の支給に関する事務</u>	市長	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>														

改正前	改正後		
		<u>務であつて規則で定めるもの</u>	<u>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</u>
	2 教育委員会	就学援助に関する事 <u>務であつて規則で定めるもの</u>	市長 <u>地方税関係情報であつて規則で定めるもの</u> <u>生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 資料

議案第1号(大船渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

## 1 本則

条項	要旨
第5条	別表第3において、情報提供機関から情報照会機関に対し、同表に掲げる事務を処理するために必要な特定個人情報を提供することができることを定めるものである。
別表第1	市の執行機関が個人番号を利用することができる事務に、特別支援学級に就学する児童及び生徒の就学のため必要な経費の支給に関する事務並びに就学援助に関する事務を加えるものである。
別表第3	別表第1に追加した事務を処理するために必要となる情報であつて、情報提供機関が情報照会機関に提供することができる特定個人情報の種類を定めるものである。

## 2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。

## 議案第2号

大船渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

大船渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年12月12日提出

大船渡市長 淳 上 清

### 提案理由

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準並びに特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めようとするものです。

大船渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大船渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年大船渡市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)	(家庭的保育事業等 <u>又は乳児等通園支援事業</u> の設備及び運営に関する基準)
第3条 児童福祉法第34条の16第1項の規定による条例で定める基準は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）で定める基準をもって、その基準とする。	第3条 児童福祉法第34条の16第1項の規定による条例で定める基準は、同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等にあっては家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）で定める基準、同法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業にあっては乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）で定める基準をもって、その基準とする。
2 [略]	2 [略]  (特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準) 第5条 子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定による条例で定める基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）で定める基準をもって、その基準とする。
(委任) 第5条 [略]	(委任) 第6条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

# 資料

## 議案第2号(大船渡市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例)説明要旨

### 1 本則

条項	要旨
第3条	乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で定める基準を内閣府令で定める基準とするものである。
第5条	特定乳児等通園支援事業の運営について、条例で定める基準を内閣府令で定める基準とするものである。
第6条	条項を整理するものである。

### 2 附則

この条例の施行期日を公布の日とし、ただし、第5条の改正規定は、令和8年4月1日とするものである。

議案第3号

令和7年度大船渡市一般会計補正予算（第7号）を定めることについて

令和7年度大船渡市一般会計補正予算（第7号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年12月12日提出

大船渡市長　渕　上　　清

議案第4号

令和7年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を定めることについて

令和7年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年12月12日提出

大船渡市長　渕　上　　清

議案第 5 号

令和 7 年度大船渡市水道事業会計補正予算（第 2 号）を定めることに  
ついて

令和 7 年度大船渡市水道事業会計補正予算（第 2 号）を別冊のとおり定めることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第24条第 2 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年12月12日提出

大船渡市長 淳 上 清

## 議案第6号

### 市道路線の廃止について

市道路線を下記のとおり廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年12月12日提出

大船渡市長 淳 上 清

#### 記

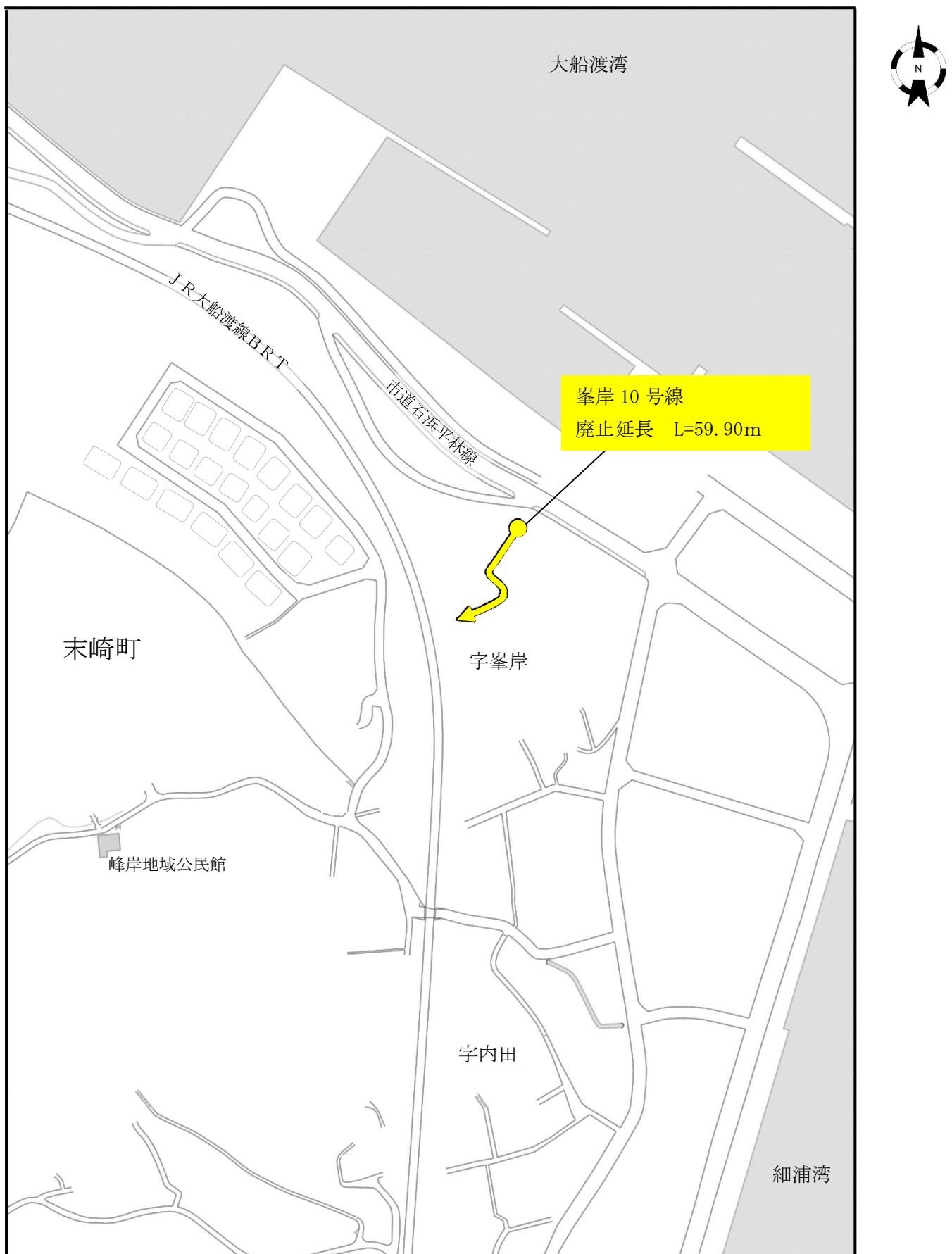
路線名	起 点	延 長	幅 員	重要な 経過地
	終 点			
峯 岸 10 号 線	大船渡市末崎町字峯岸139番2地先	m 59.90	1.50m ～ 2.00m	
	大船渡市末崎町字峯岸137番2地先			

#### 提案理由

市道石浜平林線法面修繕工事による終点位置の変更に伴い、本路線を廃止しようとするものです。

# 廃止路線網図

資料



議案第7号

市道路線の認定について

市道路線を下記のとおり認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年12月12日提出

大船渡市長 淳 上 清

記

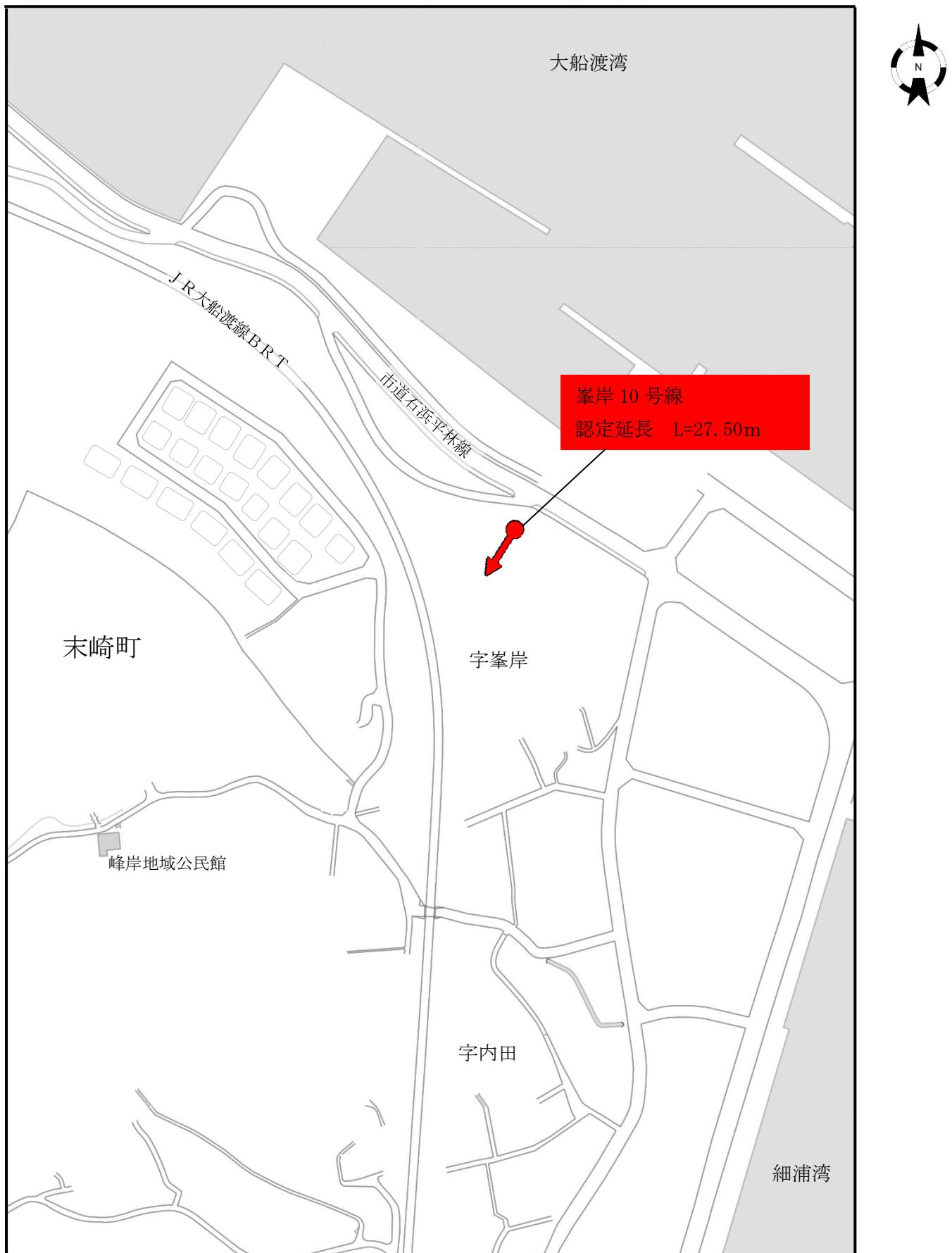
路線名	起 点	延 長	幅 員	重要な 経過地
	終 点			
峯 岸 10 号 線	大船渡市末崎町字峯岸139番2地先 大船渡市末崎町字峯岸139番1地先	m 27.50	1.84m ～ 2.00m	

提案理由

市道石浜平林線法面修繕工事による終点位置の変更に伴い、本路線を認定しようとするものです。

# 認定路線網図

資料



## 議案第8号

### 岩手沿岸南部広域環境組合規約の一部変更の協議に関し議決を求める ことについて

岩手沿岸南部広域環境組合規約（平成18年岩手県指令市町村第47号）を別記のとおり変更することの協議に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 286条第2項及び第 290条の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年12月12日提出

大船渡市長 淳 上 清

#### 提案理由

岩手沿岸南部クリーンセンター基幹的設備改良事業の実施に当たり、岩手沿岸南部広域環境組合構成市町の負担金の負担割合を変更するため、同組合規約において所要の整備を行うものです。

## 別記

### 岩手沿岸南部広域環境組合規約の一部を変更する規約

岩手沿岸南部広域環境組合規約（平成18年岩手県指令市町村47号）の一部を次のように変更する。

別表負担割合の欄に次の1号を加える。

- (5) 建設改良費（第1号に掲げるもの及び当該事業に充当すべき国県支出金その他の収入を除く。）及び地方債の元利償還金

均等割 100分の10

利用割 100分の90

利用割は、平成23年10月から令和7年9月までに処理された一般廃棄物の量に岩手沿岸南部地域循環型社会形成推進地域計画の令和7年度の令和7年10月から令和8年3月までの目標溶融対象量を加算した総計を基準にして定めるものとする。ただし、実績と差が生じた場合は、別に定めるものとする。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この規約による変更後の別表の規定は、令和8年度以後の年度分の関係市町の負担割合について適用し、令和7年度分までの関係市町の負担金の負担割合については、なお従前の例による。

## 岩手沿岸南部広域環境組合規約変更新旧対照表

(議案第8号 資料)

現 行 規 約		変 更 規 約	
別表（第15条関係）		別表（第15条関係）	
区分	負担割合	区分	負担割合
第15条第1項第1号に規定する負担金	(1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略]	第15条第1項第1号に規定する負担金	(1) [略] (2) [略] (3) [略] (4) [略] (5) <u>建設改良費（第1号に掲げるもの及び当該事業に充当すべき国県支出金その他の収入を除く。）及び地方債の元利償還金</u> <u>均等割 100分の10</u> <u>利用割 100分の90</u> 利用割は、平成23年10月から令和7年9月までに処理された一般廃棄物の量に岩手沿岸南部地域循環型社会形成推進地域計画の令和7年度の令和7年10月から令和8年3月までの目標溶融対象量を加算した総計を基準にして定めるものとする。ただし、実績と差が生じた場合は、別に定めるものとする。